

国立大学法人に対する会計 監査人の監査に係る報告書

平成16年3月29日

(令和4年2月10日改訂)

国立大学法人会計基準等検討会議

目 次

はじめに（国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の設定について）
国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について

国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書

第1章 国立大学法人等に対する会計監査人の監査（基本的な考え方）

- 第1節 会計監査人の監査の導入目的
- 第2節 会計監査人の監査の位置付け
- 第3節 会計監査人の監査における法規準拠性の考え方
- 第4節 リスク・アプローチに基づく監査の実施
- 第5節 会計監査人の監査における重要性の判断
- 第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点
- 第7節 会計監査契約

第2章 監査の前提条件

- 第1節 内部統制
- 第2節 二重責任の原則
- 第3節 監査日程の十分な確保

第3章 連結財務諸表監査

第4章 会計監査人の独立性

- 第1節 被監査国立大学法人等に対する独立性について
- 第2節 被監査国立大学法人等の文部科学大臣及び国立大学法人評価委員会に対する独立性の問題について
- 第3節 被監査国立大学法人等の文部科学大臣及び国立大学法人評価委員会との関係について
- 第4節 監査責任者の交替について

第5章 会計監査人の地位（職務、権限、義務、責任）

- 第1節 会計監査人の職務
- 第2節 会計監査人の権限
- 第3節 会計監査人の義務
- 第4節 会計監査人の責任

第6章 国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準

- 第1節 基本的な考え方
- 第2節 監査の目的
- 第3節 一般基準
- 第4節 実施基準
- 第5節 報告基準

はじめに

(国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の設定について)

平成16年3月29日
国立大学法人会計基準等検討会議

1 国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書に係る検討の経緯

国立大学法人会計基準等検討会議（以下、「検討会議」という。）は、平成14年3月文部科学省大臣官房長の委嘱を受けた会計、財政等の学識経験者によって構成され、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下、「国立大学法人等」という。）にふさわしい会計基準の細目について専門的見地から検討を重ね、その成果を平成15年3月に『「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」』として公表した。

その後、検討会議は、国立大学法人等の財務諸表の信頼性を担保するためには、その作成基準である会計基準とともに、会計監査の規範となる監査の基準が重要なインフラストラクチャーであるという認識の下、平成15年9月より、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準に関する総合的な検討を重ねてきたところであり、その議論の成果を「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「報告書」という。）として取りまとめた。

2 報告書の内容と取扱い

報告書は、企業会計の監査基準（平成14年1月25日全面改訂）及び独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書（平成13年3月7日 独立行政法人会計基準研究会 平成15年7月4日改訂 独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 公企業会計小委員会）を参考としつつ、国立大学法人等の特性を踏まえてとりまとめたものであり、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準とそれ以外の部分から成っている。

前者の会計監査人の監査の基準について、検討会議は、会計監査人が国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第39条に定める監査を行うに当たって、現段階において最も適切な基準と考えており、会計監査人が国立大学法人等との間で会計監査契約を締結する際に、当該契約に盛り込まれることが望ましいと考えている。

後者の報告書の監査の基準以外の部分については、検討会議において、当該基準を検討するに当たって国立大学法人等の公共的性格及びその教育研究の特性に配慮しつつ議論した事項を記述したものであり、監査の基準を解釈するに当たっての指針となるべきものである。

3 今後の取扱いについて

国立大学法人等は平成16年4月以降に設立されるものであり、国立大学法人等に対する会計監査人の監査に関する理論及び実務は、今後より一層の進展が期待されるところである。

また、監査基準は、本来、監査慣行の形成・蓄積に基づき確立されるものである。企業に対する会計監査においては、監査基準は企業会計審議会が設定し、その後、監査慣行等の成熟に伴い、日本公認会計士協会が、公正な監査慣行の確立を図る自主的な機関として、会員に対し遵守すべき具体的な指針を示す役割を担うこととされたところである。

こうした企業会計の発展の経緯を踏まえ、検討会議は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査（その具体的な指針等も含む。）に係る検討については、今後は、日本公認会計士協会が関係者と協議の上、適切に、かつ、継続して行っていくことが必要と考える。

国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について

平成24年3月29日
国立大学法人会計基準等検討会議

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）に対する会計監査人の監査の基準は、国立大学法人会計基準等検討会議（以下「検討会議」という。）において、平成16年3月に「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「国立大学法人の監査基準」という。）として取りまとめた。

その後、企業会計審議会等の定める監査の基準（以下「企業会計の監査の基準」という。）においては、平成22年3月26日に、国際監査基準（ISA）における明瞭性プロジェクト（すべての基準を必須手続とそれ以外の手続に明確に区分することなどを内容とする）への対応として、監査報告書の記載区分及び追記情報などに係る報告基準の抜本的な改訂が行われたところであり、この企業会計の監査の基準の改訂を踏まえ、現行の国立大学法人の監査基準における改訂の要否及び改訂が必要とされる内容について、取りまとめを行ったので報告するものである。

1 国立大学法人の監査基準の改訂内容

国立大学法人の監査基準は、企業会計の監査の基準及び独立行政法人会計基準に対する会計監査人の監査にかかる報告書（以下「独立行政法人の監査基準」）を参考としているところであり、今般、上記の国際監査基準における明瞭性プロジェクトへの対応として、独立行政法人の監査基準の改訂を受けたものである。

具体的には、まず、企業会計の監査の基準において、監査人の報告責任が「財務諸表に対する意見」と「それ以外の書類に対する報告」に区分することとされたことを踏まえ、改訂後の国立大学法人の監査基準では、従来、区分していなかった財務諸表等に対する監査結果（利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、決算報告書及び事業報告書に対する意見）を、その性質に応じて、「財務諸表に対する監査意見」、「法令等が要求する利益処分案及び決算報告書に対する意見」及び「事業報告書に対する報告」の3つに区分して表明することとした。これにより、企業会計の監査の基準と同様、財務諸表に対する監査意見と国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法が要求する意見等との相違を明確にすることが可能になった。

この他、監査報告書の記載区分において、国立大学法人等の長や会計監査人の責任を区分して明記すること、追記情報について強調事項と説明事項を区分して記載すること等の改訂を行い、監査報告書の明瞭性を担保することとした。

なお、今般の企業会計の監査の基準の改訂において、その財務諸表に対する監査意見の表明内容について、経営者が採用する財務報告の枠組みにより、無限定適正意見の表明が可能である「適正表示の枠組み」と単に適用される財務報告の枠組みに準拠して作

成されている旨意見表明される「準拠性の枠組み」に区分することが求められている。この点、国立大学法人会計基準及び同注解においては、「その他国立大学法人等の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。」（同会計基準第77第1項）と規定されており、「適正表示の枠組み」の該当要件を満たしていると考えられる。

2 今後の課題

国立大学法人等に対する会計監査人の監査に係る検討が、その具体的な指針等も含め、今後、日本公認会計士協会が関係者と協議の上、適切に、かつ、継続して行われることが必要と考える。

国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について

平成27年3月10日

国立大学法人会計基準等検討会議

1 国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の経緯

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）に対する会計監査人の監査の基準は、企業会計審議会等の定める監査の基準（以下「企業会計の監査基準」という。）及び独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書（以下「独立行政法人の監査基準」）を参考としつつ、国立大学法人等の特性を踏まえて検討を行い、国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書（以下「国立大学法人の監査基準」という。）として取りまとめ、その後、平成24年3月において、国際監査基準（ISA）における明瞭性プロジェクトへの対応に係る改訂を行った。

今回、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「閣議決定」という。）において、法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入として、会計監査人の調査権限等を明確化し、会計監査の指針を見直すこととされた。また、この閣議決定を踏まえた「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号）（以下「改正通則法」という。）が、平成27年4月から施行されることとなった。これを受けて、総務省に設置されている独立行政法人会計基準研究会及び財務省に設置されている財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に設置された共同ワーキング・チームにおいて、独立行政法人の監査基準が改訂されたところである。

以上を踏まえ、現行の国立大学法人の監査基準について、改訂の要否及び改訂が必要とされる内容について、取りまとめを行ったので報告するものである。

2 国立大学法人の監査基準の改訂内容

閣議決定では、「法人の内外から業務運営を改善する仕組みを導入」することとして、「監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化」を求めており、これを受けた改正通則法では、従来規定されていなかった会計監査人の子法人に対する調査権、役員の不正行為等に関する監事への報告義務及び会計監査人の損害賠償責任等の規定が新たに設けられ、独立行政法人の監査基準にも反映された。国立大学法人法第35条において通則法を準用している国立大学法人においても、上記内容について監査基準を改訂した。また、改正通則法第38条の準用に伴い、従来三つに区分して表明することとされていた財務諸表等に対する監査結果を、「財務諸表に対する監査意見」及び「法令等が要求する利益処分案、事業報告書及び決算報告書に対する報告」の二つに区分して表明することとした。

併せて、平成24年の国立大学法人の監査基準の改訂において、現行の企業会計の監査基準とは表現、規定が異なる部分があったため、今回、整合させるための修正も併せ

て行った。

3 今後の発展について

国立大学法人等に対する会計監査人の監査に関する理論及び実務は、国立大学法人等の制度及び組織の運営状況を踏まえながら対応をしていくことが求められるものであり、改訂後の国立大学法人の監査基準の内容についても、実務の進展に応じて適宜対応するとともに、より一層の充実が図られるべきものであると認識する。

今後とも、国立大学法人等に対する会計監査人の監査に係る検討が、その具体的な指針等も含め、日本公認会計士協会及び関係機関とが十分な協議の上、適切・かつ継続して行われることが必要と考える。

4 実施時期

改訂後の国立大学法人の監査基準は、平成27年4月1日から適用する。

国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について

令和元年11月25日
国立大学法人会計基準等検討会議

1 国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の経緯

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）に対する会計監査人の監査の基準は、企業会計審議会等の定める監査の基準（以下「企業会計の監査基準」という。）及び独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書（以下「独立行政法人の監査基準」）を参考としつつ、国立大学法人等の特性を踏まえて検討を行い、国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書（以下「国立大学法人の監査基準」という。）として取りまとめ、その後、平成24年3月及び平成27年3月に改訂を行った。

今回、平成30年7月5日及び令和元年9月3日に企業会計審議会より「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、企業会計の監査基準が改訂された。この企業会計の監査基準の改訂を踏まえ、現行の国立大学法人の監査基準における改訂の要否及び改訂が必要とされる内容について、取りまとめを行ったので報告するものである。

2 国立大学法人の監査基準の改訂内容

平成30年7月5日の企業会計の監査基準の改訂に伴い、その改訂事項のうち監査報告書の記載区分等の変更について修正を行った。具体的には、会計監査人の意見を監査報告書の冒頭に記載するなど記載順序を変更するとともに、新たに意見の根拠の区分を設けた。さらに、国立大学法人等の長の責任を国立大学法人等の長及び監事の責任に変更し、監事の財務報告に関する責任を記載した。

また、現行の国立大学法人の監査基準において、意見の除外により限定付適正意見を表明する場合には、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響、監査範囲の制約により限定付適正意見を表明する場合には、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならないとされている。令和元年9月3日の企業会計の監査基準の改訂に伴い、意見の根拠の区分に当該記載事項とともに、これらを踏まえて除外事項に関し重要性はあるが広範性はないと判断し限定付適正意見とした理由を記載しなければならないことを明確にすることとした。さらに、会計監査人の守秘義務の規定について、公認会計士法との整合を図るため、業務上知り得た秘密を対象にするものであることを明確にすることとした。

併せて、事業報告書のうち「会計に関する部分」について、実務上の取扱いを踏まえて、より具体的に定義した。

3 今後の発展について

国立大学法人等に対する会計監査人の監査に関する理論及び実務は、国立大学法人等

の制度及び組織の運営状況を踏まえながら対応をしていくことが求められており、より一層の充実が図られるべきものであると認識する。

今後、国立大学法人等の監査に関する実務が蓄積されるとともに、公的部門における監査理論がより一層進歩することが想定される。この観点から、国立大学法人等における会計監査人の監査に係る検討を、その具体的な指針等も含め、日本公認会計士協会が関係者と協議の上、適切に、かつ継続して行われることが必要と考える。

更なる監査品質の向上に向けて、今後、監事と会計監査人等の連携の強化など、運用面での取組について充実させることを期待する。今般、監査報告書に監事の責任を記載することとした趣旨は、監事の責任を拡大させるものではなく、国立大学法人等の業務を監査するというこれまでも監事が担っている役割の一部として、財務報告プロセスを監視する責任があることを明確にしたものである。

4 実施時期

改訂後の国立大学法人の監査基準は、令和2事業年度に係る監査から適用する。

国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について

令和3年3月30日

国立大学法人会計基準等検討会議

1 国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の経緯

令和2年11月6日に企業会計審議会より「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、企業会計の監査基準が改訂された。また、これを踏まえ、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会及び財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会により「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」が改訂された。

これらの改訂を踏まえ、現行の「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「国立大学法人の監査基準」という。）における改訂の要否及び改訂が必要とされる内容について、取りまとめを行ったので報告するものである。

2 国立大学法人の監査基準の改訂内容

企業会計の監査基準の改訂を踏まえ、「その他の記載内容」及びリスク・アプローチの強化について修正を行った。

「その他の記載内容」については、監査報告書において記載すべき事項を明確にすることにより、会計監査人の「その他の記載内容」に係る役割をより一層明確にした。また、「その他の記載内容」に対する手続として、「その他の記載内容」を通読し、「その他の記載内容」と財務諸表等又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかについて検討すること等を明確にした。

リスク・アプローチの強化については、財務諸表等項目レベルにおいて、固有リスクの性質に着目して重要な虚偽の表示がもたらされる要因などを勘案することが、重要な虚偽表示のリスクのより適切な評価に結び付くことから、固有リスクと統制リスクを分けて評価することとした。さらに、特別な検討を必要とするリスクについては、固有リスクの評価を踏まえた定義とした。加えて、会計上の見積りについては、上記のとおり重要な虚偽表示のリスクの評価に当たり、固有リスクと統制リスクを分けて評価することを前提に、リスクに対応する監査手続として、原則として、国立大学法人等の長が採用した手法並びにそれに用いられた仮定及びデータを評価する手続が必要である点を明確にした。

なお、今回の改訂に係る部分を除いて、国立大学法人の監査基準に記載されているリスク・アプローチの概念や考え方は踏襲されていることに留意が必要である。

また、今回の改訂と併せて、一部表現の修正等も行った。

3 実施時期

改訂後の国立大学法人の監査基準のうち、リスク・アプローチの強化（第6章第4節第2及び第3）に係る改訂内容については、令和4事業年度に係る監査から適用し、そ

の他の改訂内容については、令和3事業年度に係る監査から適用する。

国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について

令和4年2月10日

国立大学法人会計基準等検討会議

1 国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の経緯

国立大学法人会計基準等検討会議（以下「検討会議」という。）は「国立大学法人の財務報告に関する基本的な指針」（以下「基本的な指針」という。）を取りまとめた。基本的な指針の策定に当たっては、国立大学法人制度の根幹に立ち返った理論的・体系的な整理を行い、財務情報のみならず、非財務情報も含めた国立大学法人等の「財務報告」の在り方を示した。

また、理解しやすい財務諸表等の在り方の検討並びに企業会計基準及び独立行政法人会計基準等の改訂を踏まえた検討を受け、教育研究を主たる業務としているなどの国立大学法人等の特性も踏まえ、検討会議において検討し、『「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」』（以下「基準及び注解」という。）を改訂した。

これらを踏まえ、現行の「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「国立大学法人の監査基準」という。）における改訂の要否及び改訂が必要とされる内容について、取りまとめを行ったので報告するものである。

2 国立大学法人の監査基準の改訂内容

基準及び注解の改訂等を踏まえ、国立大学法人等業務実施コストに関する記載等に係る所要の修正を行った。

また、今回の改訂と併せて、一部表現の修正等も行った。

3 実施時期

改訂後の国立大学法人の監査基準は、令和4事業年度に係る監査から適用する。